

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 25 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

公用車の事故

2 相手方

石垣市字真栄里 438 番地 1 八重山合同庁舎 3 階
沖縄県八重山土木事務所

3 事故発生年月日

令和 7 年 10 月 19 日

4 事故発生場所

石垣市字平久保 239 番 276 地先 県道 206 号線

5 事故の概要

令和 7 年 10 月 19 日午後 0 時 20 分ごろ、移動図書館巡回のため、移動図書館「こつかあら号」（以下「当該車両」という。）にて県道 206 号線を平久保から白保方面に走行中、後続車両 2 台を追い越させるため左側に寄ったところ、当該車両が縁石部分に接触し、縁石上にある視線誘導標 1 個を破損させた物損事故である。

当該車両の接触報告を受け、石垣市立図書館長と沖縄県八重山土木事務所維持管理班職員の立会いで現場確認と状況説明及び謝罪を行ったところ、視線誘導標の復旧工事を行うことを条件に、示談に応じる旨の申出があつたため、復旧工事に要する費用を損害賠償として相手方に支払、示談を成立させるものである。

6 損害賠償額

13,200 円